

様式

福津市部落差別の解消の推進に関する条例 市民意見公募によるご意見・回答表

NO	提出された意見（概要）	対象事案に反映 する：1 一部する：2 しない：3 一部反映：4 反映ずみ：5	市（実施機関）の考え方
1	<p>人権週間に人権政策課を訪問し、納得のいく対応をして頂き、有り難く存じます。提案等は下記のとおりです。</p> <p>1. 国、県の並びで、条例にも（基本理念）の条項を1条の2として設けることを提案します。条文は法文に倣って、国民を市民に、社会を福津市に変更しては如何でしょうか。</p> <p>2. 4条の見出しを（市民・事業者の責務）の表現を提案します。</p> <p>3. 法6条の国の調査協力の要請に応じる条文の挿入を検討されては如何ですか。</p>	5	<p>貴重なご提案ありがとうございました。</p> <p>1. 基本理念の条文については事前に検討しましたが、第1条の目的と内容が重複するため、設けないこととしました。</p> <p>2. 市民等の「等」に事業所も含んでいると解釈できるため、変更は必要ないかと考えます。</p> <p>3. 部落差別の解消の推進に関する法律第六条の「部落差別の実態に係る調査」への協力だと思われませんが、文中に「地方公共団体の協力」と記載されているため、条文を挿入しなくとも、国の調査協力の要請があれば、応じる必要があると考えます。</p>

2	<p>1. 相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする、とあるが、具体的に差別者に罰則規定（一定の学習期間を設ける等や啓発活動に参加の責任を努めさせる）こととする。</p> <p>2. 被差別者への救済についても、制度として具体的に明記して欲しい。</p> <p>3. 教育、啓発や相談業務が充実した推進が努められるように「審議会等の組織が必要不可欠」だと思います。</p> <p>以上のことを条例に盛り込んでいただいて、条例に賛成します。</p>	5	<p>条例制定へのご理解ありがとうございます。</p> <p>1. 悪質な差別行為に対する究極の対策として、氏名の公表や罰金刑といった罰則規定を設けている自治体があります。しかしながら、部落差別の原因としては、誤解や偏見に基づくものであるため、それらを取り除くための指導、助言が優先されることが当然であると考えするため、罰則規定を設けていません。</p> <p>2. 被差別者への救済については、第6条の相談に的確に応ずることに対応したいと考えています。</p> <p>3. 福津市付属機関設置条例を改正して、令和2年度から「福津市人権施策審議会」を設置する予定です。なお、組織及び運営に関して必要な事項は「福津市人権施策審議会規則」にて定めます。</p>
3	<p>具体的に進める為の「審議会」などは、組織されるのですか。その会のメンバーには当事者を入れて下さい。</p>	5	<p>福津市付属機関設置条例を改正して、令和2年度から「福津市人権施策審議会」を設置する予定です。審議会のメンバーには、当事者を含めて考えています。</p>
4	<p>部落の実態調査をして下さい。条例に賛成です。</p>	5	<p>部落の実態調査については、実施方法や調査内容を含めて国や先進自治体を参考にしながら検討したいと考えています。</p>
5	<p>差別を無くす条例を作して下さい。</p>	5	<p>条例の制定を契機として、更なる部落差別の解消に向けた取り組みを推進します。</p>
6	<p>この条例に賛成です。</p> <p>1. 誰も関心の少ない深入りしたくないタブーな問題である。何世代の昔より一部の人々の間に申し送られた妄言という言葉である。冒頭に、部落差別の発生要因とは、為政者による都合の良い政略、治世術から出来た事を徹底周知させる。</p> <p>2. 人の移動が増えてきた現在、部落地域から出て新興地に住む人も多くいる。あち</p>	5	<p>条例制定へのご理解ありがとうございます。</p> <p>1. 条例の冒頭に盛り込むことは難しいですが、部落差別の発生要因に関しては、今後の広報やホームページ等による啓発活動にて周知したいと考えています。</p> <p>2. 大いに考えられる事例だと思います。</p> <p>3. 部落差別を解消するためには、正しい知識を学び、正しい認識を持つことが大切であると考えます。そのために人権政策課としては、今後とも市民に対するきめ細やかな人権教育・啓発活動に取り組む所</p>

	<p>ここに混住しているその同胞も、自分のルーツさえ知らず、逆に差別をしている人もいるかもしれない。</p> <p>3. 人に迷惑をかけて生きている訳でも無く、誠実に精一杯生きて、社会に貢献している人間であります。何の根拠のないナンセンスな発言、行動は、全て無知と偏見から出た結果と思う。公報で解消、推進を促す様呼びかけて下さい。</p>		<p>存です。</p>
7	<p>現在もなおインターネットによる差別が横行し、結婚差別、差別落書き等が現存しています。そのため、市民の意識向上、差別解消に繋がる条例が必要であると考えます。</p>	5	<p>条例制定へのご理解ありがとうございます。条例の制定を契機として、更なる部落差別の解消に向けた取り組みを推進します。</p>
8	<p>インターネット上に名指しで部落名が掲載されている現実があります。実際に部落の「土地問い合わせ」がされ、結婚差別が横行しています。</p> <p>条例に賛成です。</p>	5	<p>条例制定へのご理解ありがとうございます。インターネット上に部落名が掲載されていることは、土地差別や結婚差別などの新たな部落差別を引き起こす要因となり、大きな問題であると認識しています。条例の制定を契機として、差別の解消に向けた取り組みを推進します。</p>
9	<p>国に続き、県の条例が施行されて、本市においても条例の審議、制定されていく動きを歓迎いたします。</p> <p>インターネットによる部落差別が横行している中で、結婚差別、差別落書き等が現存しています。条例は市民の意識向上、差別解消に繋がることになり、今後、障がい者、外国人への差別解消へ繋げることができると考えます。</p> <p>一日も早く制定していただけるように、よろしく願います。</p>	5	<p>条例制定へのご理解ありがとうございます。インターネットによる土地差別や結婚差別については、大きな問題であると認識しています。条例の制定を契機として、差別の解消に向けた取り組みを推進します。</p> <p>条例の制定については、福津市議会3月定例会に上程、可決を経て4月1日からの施行を目指しています。</p>

10	<p>2016年に部落差別解消推進法が成立しました。これまで寝た子を起す論がありました。これが否定され、部落差別が現存することが明確にされました。未だにネット上では差別発言や人権侵害、部落地名総監まがいのものが、検索すると出てきます。国レベルではなく、県、そして市レベルでこの法律を具現化していかなければ、部落差別はなくなりません。SDGs積極的に取り組む福津市だからこそ、市独自の部落差別解消推進法を作って、人権の街福津市を作り上げ、誰一人として取り残さず人権を大切にしたいです。</p>	5	<p>国の「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定され、現在もおお部落差別が存在していることを法律上認めました。また、県の「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」の制定を受け、市も「福津市部落差別の解消の推進に関する条例」の制定を契機として、差別の解消に向けた取り組みを推進します。</p> <p>SDGsの理念である「誰一人取り残さない」とは、まさに基本的人権の尊重をある意味具現化した言葉であると考えます。この理念を念頭に、第2期福津市人権教育・啓発基本計画の基本理念である「一人ひとりの人権と、多様な価値観を尊重し合い、地域で共生できるまち「ふくつ」」を目指します。</p>
11	<p>内容は特別問題ないと思うが、分かりにくい。この条例が施行されるにあたり、各種団体、施策など見えてこない部分がほとんどのため、市民として差別がダメと分かっているにもかかわらず、差別解消のための行動はとりにくいと思う。各戸に市の広報とは別でお知らせなどを配布するなど、問題意識を高めていければと思う。</p>	5	<p>差別解消のためには、正しい知識を学び、正しい認識を持つことが大切であると考えます。そのために人権政策課としては、広報やホームページ等のあらゆる媒体を通じた啓発活動に取り組めます。</p>
12	<p>現在、福津市に居住し生活していますが、出身は他の市です。部落差別に関する状況は、行政の対応も含め地域によって異なると思います。「市民」とひとくくりにしてはいますが、その「地元出身」であるかどうかで、地域の認識も違います。地元だったら知っているけど、そうでない人は知らないというのたくさんあります。教育も違うなと感じます。その人に合わせた啓発、理解を求めることが必要だと思います。</p>	5	<p>部落差別については、それぞれの立場から様々な考え方があり、その内容は広範多岐にわたるものと認識しています。人権政策課としては、この条例を運用していく中で、適切な啓発活動に取り組めます。</p>

13	<p>まず、福津市で条例が必要なほど部落差別があるのか疑問。実体験として人生で部落差別を目の当たりにしたことはないが、逆に部落の人から酷いいじめや暴行を受けたという話は聞いたことがある。部落問題の被害者は、部落出身者だけでは無いのでは。</p> <p>また「その地域で生まれ育っただけで不当な差別を受けている。差別はやめましょう。」という従来の無責任な教育は、差別を助長するだけだと思う。部落差別は就職、結婚にも関わる人権侵害はもちろん、補助金や公務員採用枠などの利権も生んでおり、膨大な国費が費やされていることも事実である。現代の部落問題は、逆差別という不公平さも生んでおり、そういう現実も含めた教育をしなければ、部落問題の解消とは言えない。</p> <p>部落出身者もそれ以外も、同じ国民、市民として全く公平であることが差別を無くす絶対条件ではないか。片方だけを優遇することはさらに歪みを生むと思う。また、差別に付け込んだ「えせ同和行為」というものもあり、そのような行動への禁止も盛り込んだ条例でないと、本当の意味での解消にはならないと考える。</p> <p>「差別の解消」を目指すなら、差別、逆差別、利権、えせ同和行為全てに対応する条例にして欲しい。</p>	5	<p>部落差別については、それぞれの立場から様々な考え方があり、その内容は広範多岐にわたるものと認識しています。部落差別を解消するためには、正しい知識を学び、正しい認識を持つことであると考えます。そのために人権政策課としては、今後とも市民に対するきめ細やかな人権教育・啓発活動に取り組む所存です。</p> <p>この条例の目的には、部落差別の解消を推進し、部落差別のない福津市を実現するということで、えせ同和行為の撲滅についても当然含まれているとの認識を持っています。そこで、個別にえせ同和行為の規定については盛り込みませんが、市内事業所を対象とした適切な啓発活動に取り組みます。</p>
14	<p>部落差別解消を進めるグループの方向性が不透明。逆に一般の人差別になる可能性があるので、慎重にやった方がいい。</p>	5	<p>国の「部落差別の解消の推進に関する法律」には、現在もなお部落差別が存在していることを法律上認めています。福津市としても条例の制定を契機として、差別の解消に向けた教育・啓発活動の取り組みに邁進します。</p>

15	<p>12月19日の西日本新聞にも掲載されていましたが、車イスの方が町中を散策しようとした際、様々な段差や道路や看板などがあり、生活しにくいところがあると書かれていましたが、私は市外の障害者の施設で勤めていますので、これらの点を日頃から気になって過ごしています。市内は、まだ様々な危険なところ、注意しないといけない所があります。人権を尊重し、差別を無くしていくのであれば、それらの点が改善されることを期待しています。</p>	5	<p>福津市ユニバーサルデザイン計画には、全ての人々が利用しやすい公共施設や道路整備のために、ユニバーサルデザインを取り入れることに努めています。併せて、ハード面を整備するだけでなく、ソフト面での対応は、心のユニバーサルデザインを進めています。</p> <p>ユニバーサルデザインによる取り組みが進むということは、障がい者のみならず高齢者、子ども、外国人の人権が尊重された、持続可能な住みやすい福津市の醸成に繋がることになると思います。</p>
----	--	---	--